

# 個人事業者の消費税および地方消費税の中間申告と納税についてのお知らせ

## 消費税および地方消費税の中間申告と納税が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、平成23年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納税が必要です。

この「平成23年分の確定消費税額」とは、平成23年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告または修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

## 中間申告の方法 ～次の2つの方法があり、いずれかの方法によることができます～

下記1、2のいずれの方法でも、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」で消費税および地方消費税の中間申告と納税ができます。

e-Taxに関する詳細は、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご覧ください。

### 1 前年実績による中間申告

平成23年分の確定消費税額が以下の表に当てはまる方には、中間申告・納付の期限に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告書」および「納付書」を税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税および地方消費税を納付してください。

平成23年分の確定消費税額 <sup>(注)</sup>	中間申告・納付の回数	中間納付税額
48万円を超え400万円以下	年1回	平成23年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその25%の地方消費税額
400万円を超え4,800万円以下	年3回	平成23年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその25%の地方消費税額
4,800万円超	年11回	平成23年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその25%の地方消費税額

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額をいいます。

### 2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成23年と著しく異なる場合などは、上記1の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付することができます。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります)。また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできませんので、ご注意ください。

## 中間申告および納付の期限について

平成23年分の確定消費税額が48万円を超え400万円以下の方(年1回の中間申告・納付)は、**8月31日(金)まで**に、申告・納付してください(同確定消費税額が400万円を超え4,800万円以下の方(年3回の中間申告・納付)の2回目と4,800万円を超える方(年11回の中間申告・納付)の6回目の中間申告・納付の期限も同一日になります)。振替納税をご利用の方の振替日は、**9月27日(木)**です。平成23年分の確定消費税額が400万円を超える方の次回以後の期限等については、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))でご確認ください。

なお、中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、上記「中間申告の方法の『1 前年実績による中間申告』」の消費税額および地方消費税額が納付すべき税額として確定することになりますので、納付期限までに必ず納付してください。

消費税および地方消費税(個人事業者)の納税には、便利な振替納税をぜひご利用ください。

振替納税を利用するために必要な振替依頼書は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))から入手できます。

問い合わせ先 佐久税務署 0267(67)3460

# 平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶事業所得などを有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※現行の記帳・帳簿などの保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円を超える方です。

## 平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

### ◎対象となる方

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

### ◎記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやそのほかの必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つひとつの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

### ◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

#### 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表そのほかの書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

## 記帳説明会のご案内

▶税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿などの保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿などの保存制度の詳細や「記帳説明会」などのご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 佐久税務署 0267(67)3460